

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)から30日(日)までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

重点項目

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 夕暮れと夜間の歩行中や自転車乗車中の交通事故防止
- 3 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



問合せ／防災・交通担当 (内線2116・2117)



バス運転体験および合同就職相談会

道では、バス運転手不足の解消に向けて、北海道バス協会およびバス事業者と連携し、「バス運転体験および合同就職相談会」を開催します。

■日 時 10月13日(土) 午前の部 午前10時から午後0時15分
午後の部 午後1時30分から午後3時45分

■場 所 釧路運転免許試験場 釧路市大毛楽北1丁目15番8号

■参加対象者 バス運転手の仕事に興味や関心があり、バス会社への就職を考えている方
※バス運転体験は、普通自動車運転免許の保有者が対象で、事前のお申し込みが必要です。

■主 催 北海道、北海道バス協会

■申込み・問合せ 一般社団法人北海道開発技術センター TEL011-738-3363

消防署から

消火器や火災警報器等の不正取引に注意

毎年全国各地で消火器や火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」

「消火器を取り替える時期ではないですか」

「お宅の消火器が点検の年だ」などと持ちかける例が報告されています。

また、「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、住宅用火災警報器を必要数以上取り付けて高額請求する事例も報告されています。



■消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント

- 一般家庭において消火器の設置義務はありません。
- 消防本部や消防署では消火器等のあっせんは一切行っていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置が義務化されており、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- 取り付け場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所や居間などには設置義務はなく、任意設置となっています。



■少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。
- はっきりと購入や点検を拒否する。
- その場で、消防署に問い合わせる。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にはんこを押さない。

■もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求する点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。

問合せ／予防課 TEL75-2200

後期高齢者医療制度
のお知らせ

医療費通知について

■医療費通知を全受診者へ送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者に送付します。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた 医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担金
H30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
H30年2月	××薬局	調剤		10,000	1,000			
H30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は、皆さんの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さんの健康の保持や増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

◆発送日、対象診療月

医療費通知の発送日、対象となる診療月は、下記のとおりです。

発送日	診療月
平成30年9月（下旬）	平成30年1月～6月
平成31年3月（上旬）	平成30年7月～12月

問合せ

後期高齢者・医療給付担当
(内線1241～1243)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601

通院交通費を
助成しています

本町では、指定難病患者や重度心身障がい者等の方々に対して、道内の医療機関（町内を除く）への通院に要した交通費の一部を助成しています。申請は年2回（9月と3月）です。平成30年度前期の申請を受け付けますので、対象となる方は早めの手続きをお願いします。

- 対 象 者 ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯により受給者証の交付が無い方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
※ただし、上記①の方は受給者証に記載されている患者の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。

- 助成対象期間 申請月の1年前まで
(例) 平成29年9月から支払った通院医療費の助成を受けたい場合は、平成30年9月までに申請が必要です。

- 助 成 額 通院距離に応じて算出

- 必 要 書 類 ①申請書 ②請求書 ③通院証明書

- ④介護者を必要とする医師の証明書（介護者がいる場合のみ）

※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証の写しも必要

- 申 請 期 限 9月26日(水)

- 申請書類配布・提出先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）